

インタフェース仕様書都道府県編修正履歴

(内容現在 令和1年8月2日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1				13-8	ページ番号 13-8 項番175 福祉・介護職員等特定処遇改善 加算の有無 項番176 福祉・介護職員等特定処遇改善 加算区分 項番177 事業変更年月日 を追加	1
2	13-14	ページ番号 13-14 ※36:「福祉・介護職員処遇改善 加算の有無」、または「福祉・介護 職員処遇改善特別加算の有無」 が「2:有り」の場合にのみ設定す る。	1	13-14	ページ番号 13-14 ※36:異動年月日の年月が令和 1年9月以前の場合、「福祉・介護 職員処遇改善加算の有無」、また は「福祉・介護職員処遇改善特別 加算の有無」が「2:有り」の場合に のみ設定する。 異動年月日の年月が令和1年 10 月以降の場合、「福祉・介護職員 処遇改善加算の有無」、「福祉・介 護職員処遇改善特別加算の有 無」、または「福祉・介護職員等特 定処遇改善加算の有無」が「2:有 り」の場合にのみ設定する。	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
3	13-15	<p>ページ番号 13-15</p> <p>※57:就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>また、指定を受けた日から2年目の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」、または前年度の実績に応じた区分(前年度の就労定着者の割合が4割以上となる場合)を設定する。</p> <p>就労継続支援A型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から6月未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。...</p> <p>(中略)</p> <p>就労継続支援B型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から6月未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。...</p> <p>(後略)</p>	1	13-16	<p>ページ番号 13-16</p> <p>※57:就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>また、指定を受けた日から2年目の事業所において、前年度、または指定を受けた日から1年間の就労定着者の割合が4割以上となる場合は、前年度、または指定を受けた日から1年間の実績に応じた区分を設定する。</p> <p>就労継続支援A型について、指定を受けた日から6月未満の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。...</p> <p>(中略)</p> <p>就労継続支援B型について、指定を受けた日から6月未満の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。...</p> <p>(後略)</p>	1
4				13-17	<p>ページ番号 13-17</p> <p>※65、※66 を追加</p>	1
5				14 ~ 14-4	<p>ページ番号 14~14-4</p> <p>【異動年月日の年月が令和1年10月以降の場合】 を追加</p> <p>※【異動年月日の年月が平成30年4月~令和1年9月の場合】からの項目追加以外の変更は以下の通り</p> <p>サービス種類 43:就労移行支援、44:就労移行支援(養成施設)</p> <p>就労定着支援体制加算区分(6月以上12月未満) 就労定着支援体制加算区分(12月以上24月未満) 就労定着支援体制加算区分(24月以上36月未満)</p> <p>○ を削除</p>	5

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
6	14 ～ 14-4	ページ番号 14～14-4 【 異動年月日の年月が平成 30 年 4 月以降の場合 】	5	14-5 ～ 14-9	ページ番号 14-5～14-9 【 異動年月日の年月が平成 30 年 4 月～令和 1 年 9 月の場合 】	5
7				23-7	ページ番号 23-7 項番177 <u>福祉・介護職員等特定処遇改善 加算の有無</u> 項番178 <u>福祉・介護職員等特定処遇改善 加算区分</u> 項番179 <u>事業変更年月日</u> を追加	1
8	23-12	ページ番号 23-12 ※36:「福祉・介護職員処遇改善 加算の有無」、または「福祉・介護 職員処遇改善特別加算の有無」 が「2:有り」の場合にのみ設定す る。	1	23-12	ページ番号 23-12 ※36: <u>異動年月日の年月が令和 1年9月以前の場合、「福祉・介護 職員処遇改善加算の有無」、また は「福祉・介護職員処遇改善特別 加算の有無」が「2:有り」の場合に のみ設定する。</u> <u>異動年月日の年月が令和1年 10 月以降の場合、「福祉・介護職員 処遇改善加算の有無」、「福祉・介 護職員処遇改善特別加算の有 無」、または「福祉・介護職員等特 定処遇改善加算の有無」が「2:善 り」の場合にのみ設定する。</u>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
9	23-14	<p>ページ番号 23-14</p> <p>※57:就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>また、指定を受けた日から2年目の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」、または前年度の実績に応じた区分(前年度の就労定着者の割合が4割以上となる場合)を設定する。</p> <p>就労継続支援A型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から6月未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。...</p> <p>(中略)</p> <p>...(雇用契約を締結していた利用者の1日尾平均労働時間が4時間以上となる場合)を設定する。</p> <p>就労継続支援B型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から6月未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。...</p> <p>(後略)</p>	1	23-14	<p>ページ番号 23-14</p> <p>※57:就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>また、指定を受けた日から2年目の事業所において、前年度、または指定を受けた日から1年間の就労定着者の割合が4割以上となる場合は、前年度、または指定を受けた日から1年間の実績に応じた区分を設定する。</p> <p>就労継続支援A型について、指定を受けた日から6月未満の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。...</p> <p>(中略)</p> <p>...(雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間が4時間以上となる場合)を設定する。</p> <p>就労継続支援B型について、指定を受けた日から6月未満の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。...</p> <p>(後略)</p>	1
10				23-15 23-16	<p>ページ番号 23-15、23-16</p> <p>※65、※66 を追加</p>	2
11				32-7	<p>ページ番号 32-7</p> <p>項番177 福祉・介護職員等特定処遇改善 加算の有無</p> <p>項番178 福祉・介護職員等特定処遇改善 加算区分</p> <p>項番179 事業変更年月日 を追加</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
12				41-7	ページ番号 41-7 項番177 <u>福祉・介護職員等特定処遇改善 加算の有無</u> 項番178 <u>福祉・介護職員等特定処遇改善 加算区分</u> 項番179 <u>事業変更年月日</u> を追加	1
13				49-1 ~ 49-4	ページ番号 49-1~49-4 <u>1.4.3 事業所異動連絡票情報等の 事業変更年月日の設定方法</u> を追加	4
14	56	ページ番号 56 1.1.4 障害児支援受給者情報突 合情報受け渡し概要 2の説明 国保連合会は、受け付けた障害 児支援受給者情報突合情報につ いて内容のチェックを行い、エラー を発見した場合は都道府県等に 取込エラーリスト、 <u>受付点検エラ ーリスト</u> を提供し、再提出を依頼 する。	1	56	ページ番号 56 1.1.4 障害児支援受給者情報突 合情報受け渡し概要 2の説明 国保連合会は、受け付けた障害 児支援受給者情報突合情報につ いて内容のチェックを行い、エラー を発見した場合は都道府県等に 取込エラーリストを提供し、再提出 を依頼する。	1
15				64-1	ページ番号 64-1 項番46 <u>無償化対象区分</u> を追加	1
16				64-1	ページ番号 64-1 <u>※10</u> を追加	1
17				65	ページ番号 65 項番13、14の備考 <u>※4</u> を追加	1
18				65-1	ページ番号 65-1 <u>※4</u> を追加	1
19				74-5	ページ番号 74-5 項番99 <u>福祉・介護職員等特定処遇改善 加算の有無</u> 項番100 <u>福祉・介護職員等特定処遇改善 加算区分</u> 項番101 <u>事業変更年月日</u> を追加	1
20				74-8	ページ番号 74-8 <u>※29、※30</u> を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
21				75 ～ 75-1	ページ番号 75～75-1 【異動年月日の年月が令和 1 年 10 月以降の場合】 を追加	2
22	75 ～ 75-1	ページ番号 75～75-1 【異動年月日の年月が平成 30 年 4 月以降の場合】	2	75-2 ～ 75-3	ページ番号 75-2～75-3 【異動年月日の年月が平成 30 年 4 月～令和 1 年 9 月の場合】	2
23				79-1	ページ番号 79-1 項番48 無償化対象区分 を追加	1
24				89-5	ページ番号 89-5 項番101 福祉・介護職員等特定処遇改善 加算の有無 項番102 福祉・介護職員等特定処遇改善 加算区分 項番103 事業変更年月日 を追加	1
25				89-8	ページ番号 89-8 ※29、※30 を追加	1
26				93-1	ページ番号 93-1 項番48 無償化対象区分 を追加	1
27				103-4	ページ番号 103-4 項番101 福祉・介護職員等特定処遇改善 加算の有無 項番102 福祉・介護職員等特定処遇改善 加算区分 項番103 事業変更年月日 を追加	1
28				107-1	ページ番号 107-1 項番48 無償化対象区分 を追加	1
29				117-4	ページ番号 117-4 項番101 福祉・介護職員等特定処遇改善 加算の有無 項番102 福祉・介護職員等特定処遇改善 加算区分 項番103 事業変更年月日 を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
30				121-1	ページ番号 121-1 項番49 <u>無償化対象区分</u> を追加	1
31				127-1	ページ番号 127-1 項番48 <u>無償化対象区分</u> を追加	1
32	146	ページ番号 146 〈入力識別番号一覧〉 K421 利用者負担上限額管理結果票情 報(複数児童) ※サービス提供年月が平成●年 ●月以降使用	1	146	ページ番号 146 〈入力識別番号一覧〉 K421 利用者負担上限額管理結果票情 報(複数児童) ※サービス提供年月が令和●年 ●月以降使用	1
33	147	ページ番号 147 項番16の内容 利用者負担上限月額を設定する	1	147	ページ番号 147 項番16の内容 <u>所得区分に応じた利用者負担上 限月額を設定する</u>	1
34				147	ページ番号 147 項番16の備考 ※7 を追加	1
35				149	ページ番号 149 ※7 を追加	1
36				153-4	ページ番号 153-4 ※6:【サービス提供年月が令和1 年10月以降の場合】 を追加	1
37	153-4	ページ番号 153-4 ※6:法第二十四条の五に基づ き、「1割相当額」よりも低い額を 都道府県等が設定した場合は、 「都道府県等が定める額」を設定 する。	1	153-4	ページ番号 153-4 ※6:【サービス提供年月が平成 24年4月以降、令和1年9月以 前の場合】 法第二十四条の五に基づき、「1 割相当額」よりも低い額を都道府 県等が設定した場合は、「都道府 県等が定める額」を設定する。	1
38	188 189	ページ番号 188、189 体裁、説明内容の改善に伴い、注 釈(※5)の記載内容を見直し	2	188 189	ページ番号 188、189 体裁、説明内容の改善に伴い、注 釈(※5)の記載内容を見直し	2
39	246	ページ番号 246 ※4:支給区分コードが“1”の場 合に設定する。ただし、国保連合会 にお知らせ等の出力有りを申し出 ている場合…	1	246	ページ番号 246 ※4:支給区分コードが“1”の場 合に設定する。ただし、国保連合会 に <u>高額自動償還機能を「使用す る」と申し出ている場合…</u>	1
40	275	ページ番号 275 項番16の内容 利用者負担上限月額を設定する	1	275	ページ番号 275 項番16の内容 <u>所得区分に応じた利用者負担上 限月額を設定する</u>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
41				275	ページ番号 275 項番16の備考 ※6 を追加	1
42				276	ページ番号 276 ※6 を追加	1
43				280	ページ番号 280 ※5:【サービス提供年月が令和 1 年 10 月以降の場合】 を追加	1
44	280	ページ番号 280 ※5: 法第二十四条の五に基づ き、「1割相当額」よりも低い額を 都道府県等が設定した場合は、 「都道府県等が定める額」を設定 する。	1	281	ページ番号 281 ※5:【サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降、令和 1 年 9 月以 前の場合】 法第二十四条の五に基づき、「1 割相当額」よりも低い額を都道府 県等が設定した場合は、「都道府 県等が定める額」を設定する。	1